

復本第 1329 号
国住備第 115 号
平成 27 年 9 月 15 日

岩手県、宮城県、福島県、仙台市
公営住宅担当部長 殿

復興庁統括官付参事官

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

災害公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについて

災害公営住宅の供給が進む中、災害公営住宅への入居を希望する被災者の方から、入居に際して保証人を確保することが困難であるとの相談等が寄せられるなど、被災者の方の居住の安定への配慮が求められているところです。

また、災害公営住宅への入居に際し、保証人を免除する取扱いを行っている事業主体もあると承知しているところです。

公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについては、公営住宅法令で特段の規定を設けておらず、保証人の要否については、事業主体である地方公共団体の判断に委ねられておりますが、公営住宅が住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図ることをその役割としていることを踏まえ、「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成 8 年 10 月 14 日付け建設省住総発第 153 号住宅局長通知)においては、「入居者の努力にかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮を行う」こととされております。

特に東日本大震災においては、多くの生命や財産が失われた極めて甚大な被害であったことから、保証人を確保できない場合も多いと考えられます。

つきましては、災害公営住宅への円滑な入居による被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅への入居を希望する被災者の方の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮を行う、保証人が見つからない場合の対応を募集案内へ記載するなど特段の配慮をお願いいたします。

貴管内の事業主体(政令市を除く。)に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。